

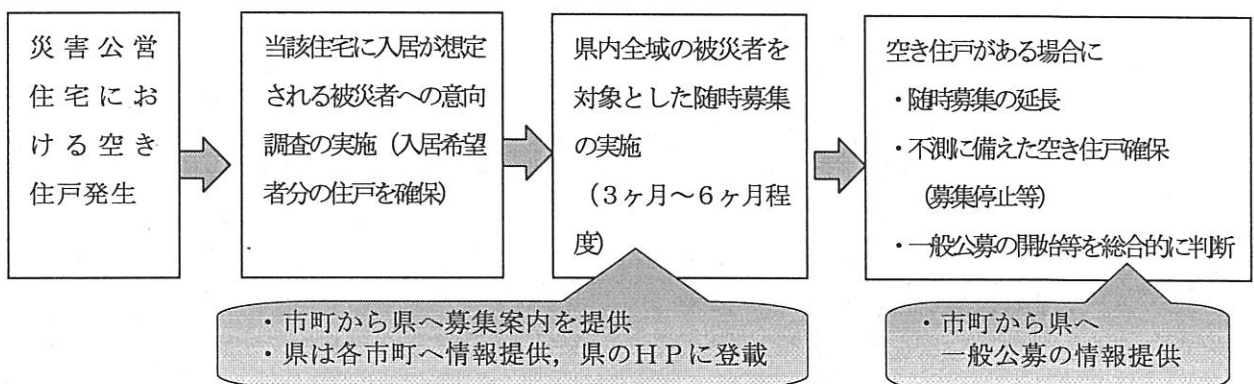
災害公営住宅への被災者以外の入居について

1 宮城県の対応方針

災害公営住宅の被災者以外の入居に係る国土交通省の見解が本年9月に示されました。これを受けて宮城県は、本年11月19日に開催された「第26回復興住宅市町村連絡調整会議」の中で、当面の対応方針を各市町に示したので、その内容を報告します。

- ①被災者以外の入居募集は、各市町内の災害公営住宅整備が全て完了した後とする。
- ②被災者以外の入居は、平成28年度以降とする。
- ③各市町において、県内全域の被災者向けに随時募集を3ヶ月から6ヶ月程度実施するなどにより、入居を希望する被災者が現れないことを確認した上で、空き住戸がある場合は、通常の公営住宅と同様の収入などの資格要件に適合する方を公募により入居させることが可能とする。
- ④災害公営住宅に一般の住宅困窮者を入居させるか否かについては、各市町において、当該災害公営住宅に入居が想定される被災者に意向調査し、当該住宅への入居希望がないことを確認した上で、総合的に判断すること。

《災害公営住宅への被災者以外の入居に係る流れのイメージ》



2 本市の対応

本市では、現在、災害公営住宅に空き住戸が生じないよう追加募集を実施しております。また、全ての災害公営住宅の整備完了は、平成29年5月の予定であり、その時点において、空き住戸が発生している場合は、県の対応方針に則り、被災者への意向調査や県内全域への随時募集を行い、入居希望者がいないことを確認した上で、なお空き住戸がある場合は、通常の公営住宅としての一般公募の開始について、既存老朽住宅の入居者の意向などを調査しながら総合的に判断してまいります。